

# 不動産無料相談のご案内

毎月 第二火曜日 午後1時～午後3時まで

いろいろな  
ご相談に  
お答えします

借家のこと  
借地のこと

売買のこと

不動産業開業  
のこと

など

お電話で予約を  
受け付けます

**TEL:046(224)6561**

※お電話での相談は受付ておりません。(お電話は相談予約のみ)

官轄地区 厚木市および愛甲郡の全域



〈税務署入り口バス停前 徒歩1分〉

厚木市水引 1-8-22



公益社団法人  
神奈川県宅地建物取引業協会県央支部

ホームページ <http://www.kanagawa-takken.or.jp>

メールアドレス [info@takken-kenou.gr.jp](mailto:info@takken-kenou.gr.jp)